

## 独立行政法人国立大学財務・経営センター情報公開実施規則

平成16年4月1日  
制 定  
平成25年2月1日  
最 終 改 正

### (趣旨)

第1条 独立行政法人国立大学財務・経営センター（以下「センター」という。）における情報公開の実施については、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号。以下「法」という。）及び独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成14年政令第199号。以下「施行令」という。）その他別に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この規則において「法人文書」とは、法第2条第2項に規定する法人文書をいう。

### (委員会)

第3条 センターにおける情報公開の円滑な実施に関する重要事項の審議は、独立行政法人国立大学財務・経営センター情報公開・個人情報保護委員会において行う。

### (開示請求書等の様式)

第4条 法、施行令及びこの規則に基づく法人文書開示請求書等の様式は、別紙様式第1号から第17号までのとおりとする。

### (開示の実施方法)

第5条 次の各号に掲げる文書又は図画の閲覧の方法は、それぞれ当該各号に定めるものを閲覧することとする。

- 一 文書又は図画（次号から第4号まで又は第4項に該当するものを除く。） 当該文書又は図画（法第15条第1項ただし書の規定が適用される場合にあつては、次項第1号に定めるもの）
- ニ マイクロフィルム 当該マイクロフィルムを専用機器により映写したもの。ただし、これにより難しい場合にあつては、当該マイクロフィルムを日本工業規格A列1番（以下「A1判」という。）以下の大きさの用紙に印刷したもの
- 三 写真フィルム 当該写真フィルムを印画紙（縦89ミリメートル、横127ミリメートルのもの又は縦203ミリメートル、横254ミリメートルのものに限る。以下同じ。）に印画したもの
- 四 スライド（第5項に規定する場合におけるものを除く。次項第4号において同じ。） 当該スライドを専用機器により映写したもの

2 次の各号に掲げる文書又は図画の写しの交付の方法は、それぞれ当該各号に定めるも

のを交付することとする。

- 一 文書又は図画（次号から第4号まで又は第4項に該当するものを除く。） 当該文書又は図画を複写機により日本工業規格A列3番（以下「A3判」という。）以下の大きさの用紙に複写したもの。ただし、これにより難い場合にあつては、当該文書若しくは図画を複写機によりA1判若しくは日本工業規格A列2番（以下「A2判」という。）の用紙に複写したもの又は当該文書若しくは図画を撮影した写真フィルムを印画紙に印画したもの
  - ニ マイクロフィルム 当該マイクロフィルムを日本工業規格A列4番（以下「A4判」という。）の用紙に印刷したもの。ただし、これにより難い場合であつては、A1判、A2判又はA3判の用紙に印刷したもの
  - 三 写真フィルム 当該写真フィルムを印画紙に印画したもの
  - 四 スライド 当該スライドを印画紙に印画したもの
- 3 次の各号に掲げる電磁的記録についての法第15条第2項に規定する開示の実施の方法は、それぞれ当該各号に定める方法とする。
- 一 録音テープ（第5項に規定する場合におけるものを除く。以下この号において同じ。）又は録音ディスク 次に掲げる方法
    - イ 当該録音テープ又は録音ディスクを専用機器により再生したものの聴取
    - ロ 当該録音テープ又は録音ディスクを録音カセットテープ（日本工業規格C5568に適合する記録時間120分のものに限る。別表の5の項ロにおいて同じ。）に複写したものの交付
  - ニ ビデオテープ又はビデオディスク 次に掲げる方法
    - イ 当該ビデオテープ又はビデオディスクを専用機器により再生したものの視聴
    - ロ 当該ビデオテープ又はビデオディスクをビデオカセットテープ（日本工業規格C5581に適合する記録時間120分のものに限る。以下同じ。）に複写したものの交付
  - 三 電磁的記録（前2号、次号又は次項に該当するものを除く。） 次に掲げる方法であつて、センターがその保有するプログラム（電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるよう組み合わされたものをいう。）により行うことができるもの
    - イ 当該電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものの閲覧
    - ロ 当該電磁的記録を専用機器（開示を受ける者の閲覧又は視聴の用に供するために備え付けられているものに限る。別表の7の項ロにおいて同じ。）により再生したものの閲覧又は視聴
  - ハ 当該電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものの交付
  - ニ 当該電磁的記録をフレキシブルディスクカートリッジ（日本工業規格X6223に適合する幅90ミリメートルのものに限る。別表の7の項ニにおいて同じ。）に複写したものの交付
  - ホ 当該電磁的記録を光ディスク（日本工業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。別表の7の項ホにおいて同じ。）に複写したものの交付

四 電磁的記録（前号ニ又はホに掲げる方法による開示の実施をすることができない特性を有するものに限る。） 次に掲げる方法であつて、センターがその保有する処理装置及びプログラムにより行うことができるもの

イ 前号イからハマまでに掲げる方法

ロ 当該電磁的記録を幅12.7ミリメートルのオープンリールテープ（日本工業規格X6103、X6104又はX6105に適合する長さ731.52メートルのものに限る。別表の7の項へにおいて同じ。）に複写したものの交付

ハ 当該電磁的記録を幅12.7ミリメートルの磁気テープカートリッジ（日本工業規格X6123、X6132若しくはX6135又は国際標準化機構及び国際電気標準会議の規格（以下「国際規格」という。）14833、15895若しくは15307に適合するものに限る。別表の7の項トにおいて同じ。）に複写したものの交付

ニ 当該電磁的記録を幅8ミリメートルの磁気テープカートリッジ（日本工業規格X6141若しくはX6142又は国際規格15757に適合するものに限る。別表の7の項チにおいて同じ。）に複写したものの交付

ホ 当該電磁的記録を幅3.81ミリメートルの磁気テープカートリッジ（日本工業規格X6127、X6129、X6130又はX6137に適合するものに限る。別表の7の項リにおいて同じ。）に複写したものの交付

4 スライド及び当該スライドの内容に関する音声を記録した録音テープを同時に視聴する場合における開示の実施の方法は、次に掲げる方法とする。

一 当該スライド及び当該録音テープを専用機器により再生したものの視聴

ニ 当該スライド及び当該録音テープをビデオカセットテープに複写したものの交付

（手数料の額等）

第6条 法第17条第1項の手数料の額は、次の各号に掲げる手数料の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 開示請求に係る手数料（以下「開示請求手数料」という。）

開示請求に係る法人文書1件につき300円

ニ 開示の実施に係る手数料（以下「開示実施手数料」という。）

開示を受ける法人文書1件につき、別表の左欄に掲げる法人文書の種別ごとに、同表の中欄に掲げる開示の実施の方法に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額（複数の実施の方法により開示を受ける場合にあってはその合算額。以下「基本額」という。ただし、基本額（法第15条第5項の規定により更に開示を受ける場合にあっては、当該開示を受ける場合の基本額に既に開示の実施を求めた際の基本額を加えた額）が300円に達するまでは無料とし、300円を超えるとき（同項の規定により更に開示を受ける場合であつて既に開示の実施を求めた際の基本額が300円を超えるときを除く。）は当該基本額から300円を減じた額とする。

2 センターが保有する法人文書の開示を請求する者（以下「開示請求者」という。）が次の各号のいずれかに該当する複数の法人文書の開示請求を一の開示請求書によって行うときは、前項第1号の規定の適用については、当該複数の法人文書を1件の法人文書

とみなし、かつ、当該複数の法人文書である法人文書の開示を受ける場合の前項第2号ただし書の規定の適用については、当該複数の法人文書である法人文書に係る基本額に先に開示の実施を求めた当該複数の法人文書である他の法人文書に係る基本額を順次加えた額を基本額とみなす。

一 一の法人文書ファイル（能率的な事務又は事業の処理及び法人文書の適切な保存の目的を達成するためにまとめられた、相互に密接な関連を有する法人文書（保存期間が1年以上のものであって、当該保存期間を同じくすることが適当であるものに限る。）の集合体をいう）にまとめられた複数の法人文書

二 前号に掲げるもののほか、相互に密接な関連を有する複数の法人文書

3 開示請求手数料又は開示実施手数料は、銀行振込又は現金により納付しなければならない。

4 法人文書の開示を受ける者は、開示実施手数料のほか郵送料を納付して、法人文書の写しの送付を求めることができる。この場合において、当該郵送料は、郵便切手で納付しなければならない。

（開示実施手数料の減免等）

第7条 法人文書の開示を受ける者が経済的困難により開示実施手数料を納付する資力がないと認めるときは、開示請求1件につき2,000円を限度として、開示実施手数料を減額し、又は免除することができる。

2 前項の規定による開示実施手数料の減額又は免除を受けようとする者は、法第15条第3項又は第5項の規定による申出を行う際に、併せて当該減免又は免除を求める額及びその理由を記載した別紙様式第14号を提出しなければならない。

3 前項の申請書には、申請人が生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条第1項各号に掲げる扶助を受けていることを理由とする場合にあつては当該扶助を受けていることを証明する書面を、その他事実を理由とする場合にあつては当該事実を証明する書面を添付しなければならない。

4 第1項に規定するもののほか、開示決定に係る法人文書を一定の開示の実施の方法により一般に周知させることが適当であると認めるときは、当該開示の実施の方法に係る開示実施手数料を減額し、又は免除することができる。

5 開示手数料の減額又は免除を決定したときは、別紙様式第15号により当該開示を受ける者に通知するものとする。

（異議申立て）

第8条 開示等決定について行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による異議申立てがあつたときは、当該異議申立てに対する決定を行うとともに異議申立てをした者に対し、別紙様式第17号により通知するものとする。

（情報公開窓口）

第9条 総務部総務課に情報公開窓口を置く。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、情報公開の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年3月15日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年2月1日から施行する。

別 表

法人文書の種別	開示の実施の方法	開示実施手数料の額
1 文書又は図画（2の項から4の項又は8の項に該当するものを除く。）	イ 閲覧	100枚までごとにつき100円
	ロ 撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの閲覧	1枚につき100円に12枚までごとに750円を加えた額。
	ハ 複写機により複写したものの交付	用紙1枚につき20円（A2版については60円，A1版については110円）
	ニ 撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの交付	1枚につき130円（縦203ミリメートル，横254ミリメートルのものについては，530円）に12枚までごとに750円を加えた額
2 マイクロフィルム	イ 用紙に印刷したものの閲覧	用紙1枚につき10円
	ロ 専用機器により映写したものの閲覧	1巻につき300円
	ハ 用紙に印刷したものの交付	用紙1枚につき70円（A3版については130円，A2版に付いては250円，A1版については510円）
3 写真フィルム	イ 印画紙に印画したものの閲覧	1枚につき10円
	ロ 印画紙に印画したものの交付	1枚につき30円（縦203ミリメートル，横254ミリメートルのものについては，440円）
4 スライド（9の項に該当するものを除く。）	イ 専用機器により映写したものの閲覧	1巻につき400円
	ロ 印画紙に印画したものの交付	1枚につき120円（縦203ミリメートル，横254ミリメートルのものについては，1,500円）
5 録音テープ（9の項に該当するものを除く。）又は録音ディスク	イ 専用機器により再生したものの聴取	1巻につき300円
	ロ 録音カセットテープに複写したものの交付	1巻につき600円
6 ビデオテープ又はビデオディスク	イ 専用機器により再生したものの視聴	1巻につき300円
	ロ ビデオカセットテープに複写したものの交付	1巻につき700円
7 電磁的記録（5の項，6の項又は8の項に該当するものを除く。）	イ 用紙に出力したものの閲覧	用紙100枚までごとにつき200円
	ロ 専用機器により再生したものの閲覧又は視聴	0.5メガバイトまでごとにつき550円
	ハ 用紙に出力したものの交付	用紙1枚につき20円
	ニ フレキシブルディスクカートリッジに複写したものの交付	1枚につき80円に0.5メガバイトまでごとに220円を加えた額

	ホ 光ディスクに複写したものの交付	1枚につき200円に0.5メガバイトまでごとに220円を加えた額
	ヘ 幅12.7ミリメートルのオープンリールテープに複写したものの交付	1巻につき4,000円に1メガバイトまでごとに220円を加えた額
	ト 幅12.7ミリメートルの磁気テープカートリッジに複写したものの交付	1巻に1,900円(日本工業規格X6135に適合するものについては2,800円,国際企画14833,15895又は15307に適合するものについてはそれぞれ7,200円,9,800円又は16,800円)に1メガバイトまでごとに220円を加えた額
	チ 幅8ミリメートルの磁気テープカートリッジに複写したものの交付	1巻につき1,250円(日本工業規格X6142に適合するものについては2450円,国際規格15757に適合するものについては13,400円)に1メガバイトまでごとに220円を加えた額
	リ 幅3.81ミリメートルの磁気テープカートリッジに複写したものの交付	1巻につき980円(日本工業規格X6129,X6130又はX6137に適合するものについてはそれぞれ2,000円,4,150円又は6,000円)に1メガバイトまでごとに220円を加えた額
8 スライド及び録音テープ(第5条第4項に規定する場合におけるものに限る。)	イ 専用機器により再生したものの視聴	1巻につき700円
	ロ ビデオカセットテープに複写したものの交付	5,200円(スライド20枚を超える場合にあっては,5,200円にその超える枚数1枚につき110円を加えた額)
備考 1の項ハ,2の項ハ又は7の項ハの場合において,両面印刷の用紙を用いるときは,片面を1枚として額を算定する。		

# 法人文書開示請求書

平成 年 月 日

独立行政法人国立大学財務・経営センター 殿

氏名又は名称（法人その他の団体にあつては代表者の氏名）

住所又は居所（法人その他の団体にあつては主たる事務所等の所在地）

〒

連絡先電話番号： ( )

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第4条第1項の規定に基づき、下記のとおり法人文書の開示を請求します。

## 記

### 1 請求する法人文書の名称等

（請求する法人文書が特定できるよう、法人文書の名称、請求する文書の内容等をできるだけ具体的に記載してください。）

### 2 求める開示の実施の方法等（本欄の記載は任意です。）

ア又はイに○印を付してください。アを選択された場合は、その具体的な方法等を記載してください。

ア センターにおいて開示の実施を希望する。

<実施の方法> ① 閲覧 ② 写しの交付 ③ その他 ( )

<実施の希望日>

\* イ 写しの送付を希望する。

開示請求手数料 (1件300円)	<input type="radio"/> 銀行振込により納付された方は、本請求書に受取書を添付してください。 <input type="radio"/> 現金で納付の方は、総務部総務課会計係でお支払いください。	(受付印)
---------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------

この欄は記入しないでください。

担当課	
備考	



## 「法人文書開示請求書」(裏面)

### <記載に当たっての注意事項>

#### 1 「氏名又は名称」「住所又は居所」

個人で開示請求をする場合は、あなたの氏名、住所又は居所を、法人その他の団体の場合にあつては、その名称と代表者の氏名及び所在地を記載してください。

ここに記載された住所及び氏名により、開示決定通知書等を行うこととなりますので、正確に記入願います。

#### 2 「連絡先電話番号」

開示請求された法人文書についての照会を行う場合等に必要となりますので、できる限り記入してください。

#### 3 「請求する法人文書の名称等」

開示を請求する法人文書について、その名称、お知りになりたい情報の内容等をできる限り具体的に記載してください。

なお、記載された内容に基づき職員が該当する法人文書を検索することになりますが、請求される法人文書の特定が困難な場合等には、照会をさせていただくことがあります。

#### 4 「求める開示の実施の方法等」

請求される法人文書について開示決定された場合に、開示の実施の方法、センターにおいて開示を希望される場合の希望日についてご希望がありましたら、記載してください。

なお、開示の実施の方法等については、開示決定後に提出していただく「法人文書の開示の実施方法等申出書」により申し出ることができます。

### <開示請求手数料の納付について>

開示請求を行う場合には、1件の法人文書について300円を納付していただくことになっています。

納付の方法は、次の2通りあります。

- (1) センター指定の銀行口座に300円を納付し、その振込受付書をこの請求書に添付して提出してください。なお、振込手数料は、請求者でご負担願います。
- (2) 現金により総務部総務課会計係で納付する。

## 法人文書開示決定通知書

(開示請求者) 様

独立行政法人国立大学財務・経営センター 印

平成 年 月 日付けで請求のありました法人文書の開示について、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第9条第1項の規定に基づき、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

## 記

- 1 開示する法人文書の名称
- 2 不開示とした部分とその理由

\* この決定について不服がある場合は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、独立行政法人国立大学財務・経営センターに対して異議申立てをすることができます。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6ヶ月以内に、独立行政法人国立大学財務・経営センターを被告として、同法第12条に規定する裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起できなくなります。）

- 3 開示の実施の方法等
- (1) 開示の実施の方法等

法人文書の種類・数量等	開示の実施の方法	開示実施手数料の額 (算定基準)	法人文書全体について開示の実施を受けた場合の基本額

\* 裏面の注意事項をお読みください。

- (2) センターにおいて開示を実施することができる日時、場所
- (3) 写しの送付を希望する場合の準備日数、郵便料（見込み額）

## <説明事項>

### 1 「開示の実施の方法等」の選択について

開示の実施の方法等については、この通知書を受け取った日から30日以内に、同封した「法人文書の開示の実施方法等申出書」(様式12)に所要の開示実施手数料を納付して、申出を行ってください。

開示の実施の方法は、3(1)「開示の実施の方法等」に記載されている方法から自由に選択できます。必要な部分のみの開示を受けること(例えば、100頁ある文書について冒頭の10頁のみ閲覧する等)や部分ごとに異なる方法を選択すること(冒頭の10頁は「写しの交付」を受け、残りは閲覧する等)もできます。

なお、一旦、全部閲覧をした上で、後に必要な部分の写しの交付を受けることもできます。(ただし、その場合は、別途「法人文書の更なる開示の申出書」(様式13)を提出していただく必要があります。)

センターにおける開示の実施を選択される場合は、3(2)「センターにおいて開示を実施することができる日時、場所」に記載されている日時から、ご希望の日時を選択してください。(なお、記載された日時に都合がよいものがない場合は、お手数ですが、下に記載した「5担当窓口、連絡先」までご連絡ください。)

また、写しの送付を希望される場合は、上記申出書にその旨を記載してください。なお、この場合は、開示実施手数料のほかに、郵便料(郵便切手)が必要になります。

### 2 開示実施手数料の算定について

#### (1) 手数料額の計算方法

開示実施手数料は、選択された開示の実施の方法に応じて、定められた算定方法に従って基本額(複数の実施の方法を選択した場合はそれぞれの合算額)を計算し、その額が300円までは無料、300円を超える場合は当該額から300円を差し引いた額となります。

(例) 150頁ある法人文書を閲覧する場合

100枚までごとにつき100円 → 基本額200円 → 手数料は無料

150頁ある法人文書の写しの交付を受ける場合

用紙1枚につき20円 → 基本額3,000円 → 手数料は2,700円

150頁ある法人文書のうち100頁を閲覧し、10頁について写しの交付を受ける場合(残りの40頁は開示を受けない)

閲覧に係る基本額100円 + 写しの交付に係る基本額200円 = 計300円 → 手数料は無料

#### (2) 手数料の減免

生活保護を受けているなど経済困難により手数料を納付する資力がないと認められる方については、開示請求1件につき2,000円を限度として、手数料の減額又は免除を受けることができます。減額又は免除を受けたい方は、「開示実施手数料の減額(免除)申請書」(様式14)を提出してください。

#### (3) 手数料の納付

開示実施手数料は、センター指定の銀行口座に納付し、その振込依受付書を「法人文書の開示の実施方法等申出書」(様式12)に添付して提出してください。(振込手数料は、請求者でご負担願います。)

なお、総務部総務課会計係に申し出られる場合は、現金によることもできます。

### 3 不開示部分に係る不服申立て等

開示しないこととされた部分について、不服がある場合には、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第6条の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、センターに対して異議申立てをすることができます。

### 4 開示の実施について

センターにおける開示の実施を選択され、その旨「法人文書の開示の実施方法等申出書」により申し出られた場合は、開示を受ける当日、センターに来られる際に、本通知書をご持参ください。

### 5 担当窓口、連絡先

開示の実施の方法等、開示実施手数料の算定・納付方法、不服申立ての方法等について、ご不明な点等がございましたら、下記の担当課までお問い合わせください。

- ・担当課名
- ・電話番号
- ・担当者名

## 法人文書不開示決定通知書

(開示請求者) 様

独立行政法人国立大学財務・経営センター 印

平成 年 月 日付けの法人文書の開示請求について、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第9条第2項の規定に基づき、下記のとおり開示しないことと決定しましたので通知します。

### 記

- 1 不開示決定した法人文書の名称
- 2 不開示とした理由

\* この決定について不服がある場合は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、独立行政法人国立大学財務・経営センターに対して異議申立てをすることができます。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6ヶ月以内に、独立行政法人国立大学財務・経営センターを被告として、同法第12条に規定する裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起できなくなります。）

\* 担当課等

## 開示決定等の期限の延長について（通知）

（開示請求者） 様

独立行政法人国立大学財務・経営センター 印

平成 年 月 日付けの法人文書の開示請求については、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第10条第2項の規定に基づき、当該法人文書の開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

### 記

- 1 開示請求のあった法人文書の名称
- 2 法第10条第1項の規定による開示決定等の期限
- 3 延長後の期間
- 4 延長の理由

\* 担当課等

## 開示決定等の期限の特例規定の適用について（通知）

（開示請求者） 様

独立行政法人国立大学財務・経営センター 印

平成 年 月 日付けの法人文書の開示請求については、下記のとおり独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第11条の規定（開示決定等の期限の特例）を適用することとしたので通知します。

### 記

- 1 開示請求のあった法人文書の名称等
  
- 2 法第11条を適用することとした理由
  
- 3 開示決定等する期限  
（ 月 日までに（60日以内）可能な部分について開示決定等を行い、残りの部分の部分については、次の時期までに開示決定等する予定です。）

\* 担当課等

(他の独立行政法人等) 殿  
(他の行政機関の長)

独立行政法人国立大学財務・経営センター 印

開示請求に係る事案の移送について

平成 年 月 日付けにて開示請求のありました事案については、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第12条第1項（又は第13条第1項）の規定により、下記のとおり移送します。

記

開示請求に係る法人文書名	開示請求書に記載されている法人文書の名称等 （一部を移送する場合には、開示請求のあった事案のうち〇〇、〇〇及び〇〇に係る法人文書）
請求者名等	氏名：  住所：  電話番号：
添付資料等名	・ 開示請求書 ・ 移送前に行った行為の概要記録 ・ ・
備考	（複数の他の独立行政法人等又は行政機関の長に移送する場合には、その移送先）

<連絡先>

独立行政法人国立大学財務・経営センター総務部総務課  
 (担当者名) (内線： )  
 TEL：  
 FAX：  
 E-mail：

(開示請求者) 様

独立行政法人国立大学財務・経営センター 印

## 開示請求に係る事案の移送について（通知）

平成 年 月 日付けにて開示請求のありました事案について、下記のとおり移送しましたので、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第12条第1項（又は第13条第1項）の規定により通知します。

## 記

開示請求に係る法人文書名	〔 開示請求書に記載されている法人文書の名称等 （一部を移送する場合には、開示請求のあった事案のうち〇〇、 〇〇及び〇〇に係る法人文書） 〕
移送年月日	平成 年 月 日
移送先の独立行政法人等名 （又は移送先の行政機関の長）	独立行政法人等名（又は行政機関の長）  (連絡先) 部局課室名： 担当者名：  所在地： 電話番号：
移送の理由	
備 考	1. 標記の移送した事案に係る開示決定等及び開示の実施は、移送先の独立行政法人等（又は行政機関の長）が行うこととなります。 2. 複数の独立行政法人等（又は行政機関の長）に移送が行われた場合（自らも開示決定等を行う場合を含む。）には、開示実施手数料の300円の控除措置については、開示決定等が早く行われた法人文書に係る開示実施手数料から順次控除措置を取る旨を記載する。

&lt;担当課等&gt;



## 法人文書の開示請求に関する意見について（照会）

（第三者） 様

独立行政法人国立大学財務・経営センター 印

（あなた、貴社等）に関する情報が記録されている下記の法人文書について、独立行政法人の保有する情報の公開に関する法律第4条の規定により開示請求があり、当該法人文書について開示決定等を行う際の参考とするため、同法第14条第1項の規定に基づき御意見を伺うこととしました。

つきましては、当該法人文書を開示することにつき御意見があるときは、同封した「法人文書の開示に関する意見書」を御提出いただきますようお願いいたします。

なお、提出期限までに同意見書の御提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

### 記

- 1 開示請求のあった法人文書の名称
- 2 開示請求の年月日
- 3 上記法人文書に記録されている（あなた、貴社等）に関する情報の内容
- 4 意見書の提出先
- 5 意見書の提出期限  
平成 年 月 日（ ）

## 法人文書の開示請求に関する意見について（照会）

（第三者） 様

独立行政法人国立大学財務・経営センター 印

（あなた、貴社等）に関する情報が記録されている下記の法人文書について、独立行政法人の保有する情報の公開に関する法律第4条の規定による開示請求があり、開示決定を行いたいと考えております。

つきましては、同法第14条第2項に基づき御意見を伺いますので、当該法人文書を開示することについて御意見がある場合は、同封した「法人文書の開示に関する意見書」を御提出いただきますようお願いいたします。

なお、提出期限までに同意見書の御提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

### 記

- 1 開示請求のあった法人文書の名称
- 2 開示請求の年月日
- 3 法第14条第2項第1号又は第2号の規定の適用区分及び当該規定を適用する理由
- 4 上記法人文書に記録されている（あなた、貴社等）に関する情報の内容
- 5 意見書の提出先
- 6 意見書の提出期限  
平成 年 月 日（ ）

## 法人文書の開示に関する意見書

独立行政法人国立大学財務・経営センター 殿

氏名又は名称

住所又は居所

連絡先電話番号

平成 年 月 日付で照会のありました下記の法人文書の開示について、下記のとおり意見を提出します。

### 記

1 照会のあった法人文書の名称

2 意見

(1) 上記法人文書の開示による支障（不利益）の有無

(2) 支障（不利益）の具体的内容

\* 担当課等

## 法人文書の開示決定について（通知）

（反対意見書を提出した第三者） 様

独立行政法人国立大学財務・経営センター 印

（あなた、貴社等）から平成 年 月 日付で「法人文書の開示に関する意見書」の提出がありました法人文書については、下記のとおり開示決定しましたので、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第 1 4 条第 3 項の規定に基づき通知します。

### 記

- 1 開示決定した法人文書の名称
- 2 開示することとした理由
- 3 開示を実施する日

\* この決定について不服があるときは、行政不服審査法（昭和 3 7 年法律第 1 6 0 号）第 6 条の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 0 日以内に、独立行政法人国立大学財務・経営センターに対して異議申立てをすることができます。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和 3 7 年法律第 1 3 9 号）の規定により、この決定があったことを知った日から 6 ヶ月以内に、独立行政法人国立大学財務・経営センターを被告として、同法第 1 2 条に規定する裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。（なお、決定があったことを知った日から 6 か月以内であっても、決定の日から 1 年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起できなくなります。）

\* 担当課等

## 法人文書の開示の実施方法等申出書

独立行政法人国立大学財務・経営センター 殿

氏名又は名称  
住所又は居所  
連絡先電話番号

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第15条第3項の規定に基づき、下記のとおり申出をします。

## 記

## 1 法人文書開示決定通知書の番号等

日 付  
文書番号

## 2 求める開示の実施の方法

下表から実施の方法を選択し、該当するものに○印を付してください。

法人文書の名称	種類・量	実施の方法	
		1	2
		①全部	②一部 ( )
		①全部	②一部 ( )
		①全部	②一部 ( )

## 3 開示の実施を希望する日

## 4 「写しの送付」の希望の有無

〔 有 : 同封する郵便切手の額 円 〕  
〔 無 〕

開示実施手数料 円	○銀行振込により納付された方は、本請求書に振込受付書を添付してください。 ○現金で納付の方は、総務部総務課会計係でお支払いください。	(受付印)
--------------	-----------------------------------------------------------------------	-------

\* 担当課等

## 法人文書の更なる開示の申出書

独立行政法人国立大学財務・経営センター 殿

氏名又は名称

住所又は居所

連絡先電話番号

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第15条第5項の規定に基づき、下記のとおり申出をします。

### 記

1 更なる開示を求める法人文書の名称

2 開示決定通知書の日付及び文書番号

(平成 年 月 日付け 第 号)

3 最初に開示を受けた日

4 更なる開示の実施の方法等

(センターにおいて開示の実施を受ける場合、その希望日)

(写しの送付を希望する場合は、その旨)

\* 法人文書の同じ部分について、最初に開示を受けた開示の実施の方法と同じ開示の実施の方法を受けることはできません。

開示実施手数料	○銀行振込により納付された方は、本請求書に振込受付書を添付してください。 ○現金で納付の方は、総務部総務課会計係でお支払いください。	(受付印)
円		

## 開示実施手数料の減額（免除）申請書

独立行政法人国立大学財務・経営センター 殿

氏名又は名称

住所又は居所

連絡先電話番号

独立行政法人国立大学財務・経営センター情報公開実施規則第7条第1項の規定に基づき、下記のとおり法人文書の開示実施手数料の減額（免除）を申請します。

### 記

1 開示決定のあった法人文書の名称

(開示決定通知書の日付・番号： )

2 減額（免除）を求める額

3 減額（免除）を求める理由

- ① 生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条第1項第 号に掲げる扶助を受けており、手数料を納付する資力がないため。
- ② その他

(注) ①又は②のいずれかに○印を付してください。  
①に○を付した場合は、当該扶助を受けていることを証明する書面を添付してください。  
②に○を付した場合は、その理由を具体的に記載するとともに、その事実を証明する書面を添付してください。

## 開示実施手数料の減額（免除）決定通知書

（開示請求者） 様

独立行政法人国立大学財務・経営センター 印

平成 年 月 日付けで申請のありました開示実施手数料減額（免除）については、下記のとおり決定しましたので、独立行政法人国立大学財務・経営センター情報公開実施規則第7条第5項の規定に基づき通知します。

### 記

- 1 対象となる法人文書の名称
- 2 決定内容
- 3 減額又は免除しない場合の開示実施手数料

\* この決定について不服がある場合は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、独立行政法人国立大学財務・経営センターに対して異議申立てをすることができます。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6ヶ月以内に、独立行政法人国立大学財務・経営センターを被告として、同法第12条に規定する裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起できなくなります。）

\* 担当課等



様

独立行政法人国立大学財務・経営センター 印

情報公開審査会への諮問について（通知）

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第9条に基づく開示決定等に対する次の異議申立てについて、同法第18条第2項の規定により情報公開審査会に諮問したので同法第19条の規定に基づき通知します。

1 異議申立てに係る法人文書の名称	
2 異議申立てに係る開示決定等	
3 異議申立て	(1) 異議申立日  (2) 異議申立ての趣旨
4 諮問日・諮問番号	平成 年 月 日・平 諮問 号

<担当課等>

## 異議申立てに対する決定通知書

(異議申立人) 様

独立行政法人国立大学財務・経営センター 印

平成 年 月 日付けで異議申立てのありました件については、下記のとおり決定しましたので通知します。

### 記

- 1 異議申立てのあった法人文書の名称
- 2 異議申立てに対する決定
- 3 異議申立てに対する決定の理由

\* この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、この決定があったことを知った日から6ヶ月以内に、独立行政法人国立大学財務・経営センターを被告として、同法第12条に規定する裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。(なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起できなくなります。)

\* 担当課等